

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	食道閉鎖式エアウェイ(LTS-D) 買入	27:医療用機器	(株) アダチ	6,429,500	令和2年7月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	メインストレッチャー修繕	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	3,850,110	令和2年7月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
3	救急活動用感染防止衣(上衣)ほか1点 買入	27:医療用機器	(株) 赤尾	27,005,000	令和2年7月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	適用
4	救急活動用感染防止衣(上衣)ほか1点(その4) 買入	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	19,800,000	令和2年7月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	適用
5	二連式加湿酸素流量計一式 買入	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	3,146,000	令和2年7月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
6	救急活動用感染防止衣(上衣)ほか1点(その2) 買入	27:医療用機器	大和中央製薬(株)	28,050,000	令和2年7月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	適用
7	消毒液(危機管理室)買入	29:医薬品	サラヤ(株)	63,785,700	令和2年7月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	適用
8	救急活動用感染防止衣(上衣)ほか1点(その3) 買入	27:医療用機器	日本光電工業(株)	27,093,000	令和2年7月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	適用
9	令和2年度消防局庁舎(西消防署併設)ゴンドラ設備修繕	19:産業用機器	日本ビソー(株)	3,190,000	令和2年7月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
10	「特別区設置協定書の説明会周知ビラ(仮称)」(その2) 印刷	05:活平版	(株) 高速オフセット	2,643,300	令和2年9月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G24	
11	大阪市駐車場共通プリペイドカードリーダー 買入	19:産業用機器	アマノ(株)	3,297,800	令和2年9月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
12	令和2年度 γ線スペクトロメトリー核種分析装置修繕	28:理化学機器	セイコー・イージーアンドジー(株)	6,402,000	令和2年9月8日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G31	
13	令和2年度 はしご車伸縮装置等分解整備	37:自動車修理	(株) モリタテクノス	5,830,000	令和2年9月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
14	手動引金式人工呼吸器一式 買入	27:医療用機器	(株) アダチ	6,921,200	令和2年9月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

食道閉鎖式エアウェイ（L T S - D） 買入

### 2 契約の相手方

株式会社アダチ

### 3 随意契約理由

食道閉鎖式エアウェイ（L T S - D）は、心肺停止傷病者に対して救急救命士が医師の指示により実施する特定行為（器具による気道確保）に使用する救命資器材であり、救急活動上必要である以下の6点の性能を有する必要がある。

- ・ 挿入が容易で他の機器と接続でき、固定性があること
- ・ 気密性があること
- ・ ハンドフリー状態で活動ができること
- ・ 食道疾患傷病者への使用が可能であること
- ・ カフの注入操作が1回の操作でできること
- ・ ディスポ（単回使用）タイプであること

上記すべてを満たす製品はスミスメディカル・ジャパン株式会社製のラリングルチューブサクシオンL T S - Dのみであり、株式会社アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社を取り扱う消防機関向け製品の大阪市における唯一の販売代理店である。（令和2年4月1日付代理店証明書。証明書の有効期限は令和3年3月31日まで有効）

よって上記業者を指定するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

消防局救急部救急課（救急） （電話番号 06-4393-6628）

## 2

# 随意契約理由書

### 1 案件名称

メインストレッチャー修繕

### 2 契約相手方

日本船舶薬品株式会社

### 3 随意契約理由

救急車に搭載されているメインストレッチャーは、搬送される傷病者が直接乗車する部分にあたり、その安全性の確保は必須である。従ってメインストレッチャーを分解・点検・修理する場合は、使用する部品の品質や安全性が保証されており、また構造・特徴を十分に理解したうえで整備する必要がある。

当該メインストレッチャーを製造したファーノワシントン社（以下「メーカー」という。）は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社を日本国内における独占代理店に任命している。上記業者は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社が指定する、大阪府内における唯一の販売代理店であり、メーカーにより品質・安全性が保証された純正部品の入手や、点検・整備技術の提供並びに指導をメーカーから受けており、当該メインストレッチャーの安全かつ確実な点検・整備が可能な業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6198）

# 3

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

救急活動用感染防止衣用（上衣）ほか1点 買入

### 2 契約の相手方

株式会社 赤尾

### 3 随意契約理由

今般、日本国内はもとより、世界中で新型コロナウイルスの感染者が著しく増加している状況である。日本国内では緊急事態宣言が解除されたものの今後の感染拡大が懸念される中で、救急業務に係る感染が拡大した場合には、救急体制を維持することが困難になるおそれがあり、市民の負託に応えるためにはより一層の感染を防止する対策が不可欠である。

感染防止衣は、当局における標準予防策を実施するうえでの防護衣として位置づけており、救急活動を含む消防活動には必要不可欠な資器材である。

新型コロナウイルス等による感染拡大を防止し、衛生環境維持に万全を期すため、備蓄数が急速に減少する感染防止衣を緊急に調達する必要があるため、複数の取扱業者に電話で問い合わせたところ、上記業者が、現在急激に需要が増加し入手が困難である感染防止衣（上衣及び下衣）の調達について、迅速な対応が可能であったため、上記業者を指定する。

### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5 担当部署

消防局救急部救急課（電話番号 06-4393-6628）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

救急活動用感染防止衣用（上衣）ほか1点（その4） 買入

## 2 契約の相手方

日本船舶薬品株式会社

## 3 随意契約理由

今般、日本国内はもとより、世界中で新型コロナウイルスの感染者が著しく増加している状況である。日本国内では緊急事態宣言が解除されたものの今後の感染拡大が懸念される中で、救急業務に係る感染が拡大した場合には、救急体制を維持することが困難になるおそれがあり、市民の負託に応えるためにはより一層の感染を防止する対策が不可欠である。

感染防止衣は、当局における標準予防策を実施するうえでの防護衣として位置づけており、救急活動を含む消防活動には必要不可欠な資器材である。

新型コロナウイルス等による感染拡大を防止し、衛生環境維持に万全を期すため、備蓄数が急速に減少する感染防止衣を緊急に調達する必要がある、複数の取扱業者に電話で問い合わせたところ、上記業者が、現在急激に需要が増加し入手が困難である感染防止衣（上衣及び下衣）の調達について、迅速な対応が可能であったため、上記業者を指定する。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 5 担当部署

消防局救急部救急課（電話番号 06-4393-6628）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

二連式加湿酸素流量計一式 買入

## 2 契約の相手方

日本船舶薬品株式会社

## 3 随意契約理由

当該製品は、救急車内に設置し、ボンベ内の酸素を加湿しながら傷病者に酸素投与を行う際に使用するものである。

当局が救急業務を行う上で必要な条件を満たす加湿酸素流量計は株式会社三幸製作所製の二連式加湿酸素流量計オキシパック OX-III S であり、当該製品の販売及び修理・点検その他一切の業務を負う発売元は新鋭工業株式会社となっている。また、新鋭工業株式会社が販売する当該製品及びその周辺機器の日本における販売、修理・点検その他一切の業務を代行する代理店は上記業者である。

よって上記業者を選定する。

(発売元証明書及び代理店証明書の原本は消防局で保管。)

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

救急活動用感染防止衣用（上衣）ほか1点（その2） 買入

## 2 契約の相手方

大和中央製薬株式会社

## 3 随意契約理由

今般、日本国内はもとより、世界中で新型コロナウイルスの感染者が著しく増加している状況である。日本国内では緊急事態宣言が解除されたものの今後の感染拡大が懸念される中で、救急業務に係る感染が拡大した場合には、救急体制を維持することが困難になるおそれがあり、市民の負託に応えるためにはより一層の感染を防止する対策が不可欠である。

感染防止衣は、当局における標準予防策を実施するうえでの防護衣として位置づけており、救急活動を含む消防活動には必要不可欠な資器材である。

新型コロナウイルス等による感染拡大を防止し、衛生環境維持に万全を期すため、備蓄数が急速に減少する感染防止衣を緊急に調達する必要がある、複数の取扱業者に電話で問い合わせたところ、上記業者が、現在急激に需要が増加し入手が困難である感染防止衣（上衣及び下衣）の調達について、迅速な対応が可能であったため、上記業者を指定する。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 5 担当部署

消防局救急部救急課（電話番号 06-4393-6628）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

消毒液（危機管理室）買入

### 2 契約の相手方

サラヤ株式会社

### 3 随意契約理由

今般全国的に発生している新型コロナウイルス感染症に伴い、社会情勢上予防対策関連物品が入手困難となっている、かつ大規模災害が起こった際の新型コロナウイルス等の感染症対策として避難所への消毒液の設置が全国的に課題となっている中で、5月市会において補正予算を確保（5月26日可決）し、ようやく発注できるような状況となった。

また緊急事態宣言が解除となった現在でも市場において品薄状態であり、今回卸売り業者ではなく、製造業者であれば調達可能と考え複数の製造業者に聴取した結果、出水期までに約58,000Lの消毒液の調達及び災害避難所約800箇所へ配送できるのが、サラヤ株式会社しかないことが分かった。

行政機関としては、災害応急対策をいち早く講じていかなる危機事態発生時においても、市民等の生命・身体・財産を災害から保護しなければならない立場として一番大事なことは、早急に災害避難所へ消毒液を納品することであり、今回の業者がいち早く要求物品を揃えることができ、かつこの業者以外では確保ができない。また、出水期までに災害避難所に消毒液を確保するためには競争入札では時機を逸することから、サラヤ株式会社と随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項

### 5 担当部署

危機管理室 危機管理課（電話番号 06-6208-7378）



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

救急活動用感染防止衣用（上衣）ほか1点（その3） 買入

## 2 契約の相手方

日本光電工業株式会社

## 3 随意契約理由

今般、日本国内はもとより、世界中で新型コロナウイルスの感染者が著しく増加している状況である。日本国内では緊急事態宣言が解除されたものの今後の感染拡大が懸念される中で、救急業務に係る感染が拡大した場合には、救急体制を維持することが困難になるおそれがあり、市民の負託に応えるためにはより一層の感染を防止する対策が不可欠である。

感染防止衣は、当局における標準予防策を実施するうえでの防護衣として位置づけており、救急活動を含む消防活動には必要不可欠な資器材である。

新型コロナウイルス等による感染拡大を防止し、衛生環境維持に万全を期すため、備蓄数が急速に減少する感染防止衣を緊急に調達する必要性があり、複数の取扱業者に電話で問い合わせたところ、上記業者が、現在急激に需要が増加し入手が困難である感染防止衣（上衣及び下衣）の調達について、迅速な対応が可能であったため、上記業者を指定する。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 5 担当部署

消防局救急部救急課（電話番号 06-4393-6628）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和2年度消防局庁舎(西消防署併設)ゴンドラ設備修繕

## 2 契約の相手方

日本ビソー株式会社

## 3 随意契約理由

ゴンドラ設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

消防局庁舎(西消防署併設)設置のゴンドラ設備は、製造会社である日本ビソー株式会社が独自の機構や技術により製造したものである。上記業者以外では、修繕に必要な製造図面や部品を保有しておらず、修繕が出来ない。

よって上記業者と特名随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6166)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

「特別区設置協定書の説明会周知ビラ(仮称)」(その2)印刷

## 2 契約の相手方

株式会社高速オフセット

## 3 随意契約理由

大阪市会及び大阪府議会において、特別区設置協定書が承認され、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、住民投票が実施されることとなった。

本件は、説明会の日程を周知するため、「特別区設置協定書の説明会周知ビラ（仮称）」を作成するものである。

今般、印刷について令和2年9月4日に「特別区設置協定書の説明会周知ビラ（仮称）」印刷」の公募型指名競争入札を執行したが、応札がなく不調となった。

（参加申請を行ったが応札はしなかった業者にヒアリングを実施したところ、上質紙の調達及び納期が原因により参加できないとの回答有）

本来であれば、再度入札を執行すべきであるが、住民投票に関する補正予算が9月3日に市会で議決されてから、説明会までの期間が約3週間と非常に短く、本住民説明会については事前申込制での実施を予定していること、本事前申込の案内について本周知ビラにより9月13日から全戸配布で周知等実施していくこと、加えて、業者の印刷期間を考えると、通常の入札契約手続きによれば契約の機会を確実に失することとなる。

そのため、「特別区設置協定書の説明会周知ビラ（仮称）」（その2）印刷」について随意契約の手法により契約締結することとするが、相手方については、本日中に業者決定まで行う必要があることを鑑み、「特別区設置協定書の説明会周知ビラ（仮称）」印刷」に参加申請をしていた3社が当事業に対応可能と判断し、候補とした。

同3社については、応札または受注の実績がある業者であり、見積合わせ実施先として選定することは適当であり、仕様変更（用紙の紙質及び履行期限を1日延期）内容についても、本仕様書を熟知していることから、対応可否の判断について迅速な判断が可能となるため、同3社に打診したところ、唯一対応可能と回答があった株式会社高速オフセットを契約相手方として選定した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

## 5 担当部署

副首都推進局広報・調整担当 電話番号 06-6208-8887

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市駐車場共通プリペイドカードリーダー 買入

### 2 契約の相手方

アマノ株式会社

### 3 随意契約理由

本物品は、大阪市営駐車場の利用料金徴収時に大阪市駐車場共通プリペイドカードを読み取るためのカードリーダー機器である。本機器の法定耐用年数は5年であるが、豊崎地下駐車場において既に設置後10年以上が経過し、機器自体の経年劣化による大阪市駐車場共通プリペイドカードの読み取り不良等が発生し、駐車場利用客に多大な迷惑をかけている。

したがって、駐車場運営や駐車場利用客の円滑な運用を維持するため、本機器の買入れを行うものである。

本機器については、大阪市駐車場共通プリペイドカードを導入するにあたりオムロン株式会社の独自技術にて開発されたものであり、当該会社の製品でなければ現在のプリペイドカードが使用できないため、他社からは調達することができない。

なお、本機器の製作および販売は、オムロン株式会社より上記業者に平成14年から駐車場設備事業の営業権を譲渡されている。

以上のことから、本機器の製作および販売が出来る業者は上記業者のみであるため、随意契約をするものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局道路部調整課（06-6615-6401）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和2年度  $\gamma$ 線スペクトロメトリー核種分析装置 修繕

## 2 契約の相手方

セイコー・イージーアンドジー株式会社

## 3 随意契約理由

本契約は、 $\gamma$ 線スペクトロメトリー核種分析装置（セイコー・イージーアンドジー(株)製）の修繕を行い、機能回復を図るものです。

本装置は水道水質検査等に使う極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用に成型及び加工された精密部品を使用し、本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

本契約における修繕業務を履行するためには、専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠であり、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、製造メーカー以外の業者が本業務を行うことは不可能であることを確認しております。

以上のことから、本装置の製造メーカーであるセイコー・イージーアンドジー(株)と契約を締結します。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部水質試験所柴島本所（電話番号06-6815-2366）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和2年度 はしご車伸縮装置等分解整備

## 2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス

## 3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は、株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分があり、点検整備には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製作会社からはしご車点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本業務は上記業者以外では履行することができないため、上記業者を指定する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6198）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

手動引金式人工呼吸器一式 買入

## 2 契約の相手方

株式会社アダチ

## 3 随意契約理由

手動引金式人工呼吸器は、呼吸停止の傷病者に対して効果的な人工呼吸を行うことができ、また自発呼吸のある傷病者に対しては傷病者の呼吸に同期して高濃度酸素投与が行えるなど、呼吸管理の際に使用する救命資器材であり、救急活動上必要がある以下の5点の性能を有する必要がある。

- ・ 人工呼吸を自動式に切り替えられること。
- ・ 酸素駆動式で電源を必要としないこと。
- ・ 使用中における気道内圧の上限が 40cmH<sub>2</sub>O 以下であること。
- ・ 自発呼吸発現時の微弱な呼吸でも作動すること。
- ・ MRI 対応型であること。

上記すべてを満たすものはスミスメディカル・ジャパン株式会社製のニューパック VR1 のみであり、株式会社アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社が取扱う消防機関向け製品の大阪市における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

消防局救急部救急課（救急） （電話番号 06-4393-6628）